

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○
○○ ○○
処 分 庁 久喜市長 梅田 修一

審査請求人が令和5年6月16日に提起した、令和5年5月8日付け久循第38-2号で久喜市長（以下「実施機関」という。）が行った公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

1 審査請求人は、久喜市情報公開条例（平成22年3月23日条例第12号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年4月21日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

〈公開請求内容〉

- ① 新ごみ処理施設の基本設計、基本計画
- ② 受注者から提出された図面、事業計画案などの資料の内、ごみ搬入・投入・退場経路の記された平面図
- ③ 見学・環境学習の通路および経路、コースと施設・設備の記された図面
- ④ 見学・環境学習の事業名・事業内容等の全体企画が記された資料
- ⑤ 基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書

2 実施機関は、本件公開請求に対し、次のとおり対象公文書を特定した上で令和5年5月8日付けで公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

〈対象公文書（以下「本件公文書」という。）〉

- ⑤（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備工事 基本設計図書 書類一覧

3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月16日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68条）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

第1 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

公開請求の内、⑤について、実質的に部分公開にとどまっているが、全部を公開するとの決定を求める。本件処分を取消し、全部を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張している内容は、概ね次のとおりである。

(1) 本来、公開請求した情報は「⑤基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」である。

公開決定処分は、公開請求事項の内の一部だけを抽出して、「基本設計図書書類一覧」と題された情報のみ公開した。公開請求事項の「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等」は非公開となったと解釈する他ないが、決定通知書には「非公開」と記載されていないし、理由も示されていない。

(2) 市は請求された項目の中から、その一部だけを恣意的に選択して公開すればよいのではなく、「全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」のすべてを公開するべきである。

(3) 市は、「基本設計図書 書類一覧」だけを公開すれば、全体の公開に当たると判断したようであるが、「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等」と「基本設計 書類一覧」とは別の情報である。

(4) 請求人は、基本計画は、令和3年2月に策定された基本計画以外に「基本計画」の改訂等がされているものと考えて公開請求した。もし、令和3年2月に策定された基本計画以外に「基本計画」に当たるものがないのであれば、実施機関は「公文書の特定」をした上で、「該当情報がないので非公開」とすべきだった。

したがって、請求人としては、令和3年2月に策定された基本計画とは別に、新たに策定あるいは、改訂された「基本計画」が存在し、それが事業者の設計図書等の中に含まれていて、非公開とされたものと理解する以外にない。

(5) 新たに策定あるいは改訂された「基本計画」の存在の有無を明らかにすべきである。また、基本計画が一部でも変更されているのならば、その部分だけでも公開すべきである。

(6) 公開請求に記した「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」の内から一部だけを抽出して公開するのではなく、公開されなかった「基本設計の目次、資料項目」を公開していただきたい。

第2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 「基本計画（久喜市ごみ処理施設整備基本計画）」は、令和3年2月に作成し、市のホームページや資源循環推進課の窓口で閲覧に供している。このため、「容易に入手できる情報」として、条例第2条第2項ただし書きの規定により「公文書」に該当せず、公開請求の対象から除いたものである。
- 2 このことから、公開請求のあった「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」の公開請求の対象となる公文書としては、「基本設計図書 書類一覧」が全てであることから、「公開決定」としたものである。
- 3 請求内容の「⑤基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」を要約すると、基本設計の目次等、全体構成がわかる文書という請求になる。そのため、基本設計の目次は、対象にした1枚になるので、請求どおりのものを公開しているものであり、一部だけを抜き出したということはない。

理 由

第1 久喜市情報公開・個人情報保護審査会の判断

令和5年7月28日、審査庁は、久喜市情報公開条例第17条第1項の規定により、本件審査請求について、久喜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

同年12月27日、審査会は情個審査答申第3号（以下「審査会答申」という。）をもって、審査庁に答申した。

審査会答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、久喜市新ごみ処理施設整備工事に係る基本設計図書の書類の一覧を示したものである。

2 本件処分の妥当性について

〈公文書の特定について〉

実施機関は、口頭説明において、『公開請求内容の「⑤基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」を要約すると、「基本設計の目次等、全体構成がわかる文書」という請求になる。そのため、該当するのは、対象にした1枚になるので、請求どおりのものを公開しているものであり、一部だけを抜き出したということはない』と主張している。

一方で、審査請求人は、『「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」と「基本設計図書書類一覧」とは別の情報であり、公開請求事項の内の一部だけを抽出して、「基本設計図書 書類一覧」と題され

た情報のみ公開した』と主張している。

ここで争点となるのは、公開請求内容の「⑤ 基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」に対し、基本設計については、「基本設計の目次等、全体構成がわかる文書」を本件公文書として市が特定したことの妥当性であると考ええる。

当審査会において、本件公開請求書を見分したところ、本件公開請求内容は、実施機関が言う、「基本設計の目次等、全体構成がわかる文書」と解釈した実施機関の主張も一定の理解はできるところである。

したがって、実施機関は本件対象公文書を特定するにあたり、上記のとおり「基本設計の目次等、全体構成がわかる文書」と解釈し、請求人へ請求書の補正を求める必要もないと判断の上、特定したものであることから、恣意的に公開請求事項の内の一部だけを抽出して、「基本設計図書書類一覧」と題された情報のみ公開したとは考えられないため、本件処分は妥当であったと判断する。

3 審査会の結論

よって、実施機関が行った公開決定は妥当であると判断する。

第2 結論

以上のとおり、審査会の答申を尊重して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年1月24日

審査庁 久喜市長 梅田 修一

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として（訴訟において久喜市を代表する者は久喜市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として（訴訟において久喜市を代表する者は久喜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。